

奈良県訓令第五号

各部 課室

各出先機関

奈良県職員安全衛生管理規程（昭和六十二年十二月奈良県訓令第三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年二月十六日から施行する。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒 井 正 吾

別表第一葛城保健所に勤務する医師の項中「葛城保健所」を「中和保健所」に改め、同表桜井保健所に勤務する医師の項を削る。